

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準(案)

八千代市子ども部 元気子ども課

1. 子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について

子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とします。

具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業者に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費(委託費)を支払うこととなります。

2. 確認制度における運営基準について

教育・保育施設、地域型保育事業は、以下の事項が求められる。

- ①学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等を満たすこと。
- ②子ども・子育て支援法に基づく市町村が条例で定める運営に関する基準(運営基準) を満たすこと。

運営基準の制定に当たっては、国が内閣府令で定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従って定める必要があります。

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌(比べあわせて、良い方をとること。)した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される基準

3. 運営基準の制定にあたる八千代市の考え方

運営基準において、国が定める基準(内閣府令)によると、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」が混在しているが、本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないため、基本的には国の基準どおりとする。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）

■総則

	内閣府令(国基準)	区分	本市における基準(案)
一般原則	○良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用
	○利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用
	○地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用
	○利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）

■特定教育・保育施設の運営

内閣府令(国基準)			区分	本市における基準(案)
利用定員	利用定員	子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受ける認定こども園、保育所については、利用定員20人以上とする。	従うべき基準	国の基準を適用
	区分ごとの利用定員	<p>利用定員は、子ども・子育て支援法第19条に掲げる区分（ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分する。）ごとに定めるものとする。</p> <p>○認定こども園 利用定員の数20人以上とし、1号・2号・3号認定子どもの区分を定める。</p> <p>○保育所 利用定員の数20人以上とし、2号・3号認定子どもの区分を定める。</p> <p>○幼稚園 1号認定子どもの区分を定める。</p>	従うべき基準	国の基準を適用
利用開始に伴う基準	内容及び手続の説明及び同意	利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申し込み者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない。	従うべき基準	国の基準を適用

■特定教育・保育施設の運営

内閣府令(国基準)		区分	本市における基準(案)	
利用開始に伴う基準	応諾義務	支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	従うべき基準	国の基準を適用
	定員を上回る利用申込みがあった場合の選考	○幼稚園又は認定こども園 利用申込みに係る1号認定子どもの数及び現に利用している1号認定子どもの総数が利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	従うべき基準	国の基準を適用
		○保育所又は認定こども園 利用申込みに係る2号又は3号認定子どもの数及び現に利用している2号又は3号認定子どもの総数が、2号又は3号認定の利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。		
		選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	従うべき基準	国の基準を適用
自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用		

■特定教育・保育施設の運営

内閣府令(国基準)		区分	本市における基準(案)	
利用開始に伴う基準	あっせん、調整及び要請に対する協力	従うべき基準	国の基準を適用	
	受給資格等の確認	参酌すべき基準	国の基準を適用	
	支給認定の申請に係る援助	支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用
		支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。	参酌すべき基準	国の基準を適用

■特定教育・保育施設の運営

内閣府令(国基準)			区分	本市における基準(案)
利用開始に伴う基準	心身の状況等の把握	特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用
利用終了に伴う基準	小学校等との連携	特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用
教育・保育の提供に伴う基準	提供の記録	特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用
	利用者負担額等の受領	特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第二十七条第三項第二号に掲げる額（特別利用保育及び特別利用教育を提供する場合にあっては市町村が定める額））の支払を受けるものとする。	従うべき基準	国の基準を適用
		法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額の支払を受けるものとする。	従うべき基準	国の基準を適用

■特定教育・保育施設の運営

内閣府令(国基準)		区分	本市における基準(案)
教育・保育の提供に伴う基準	利用者負担額等の受領	従うべき基準	国の基準を適用

■特定教育・保育施設の運営

内閣府令(国基準)		区分	本市における基準(案)	
教育・保育の提供に伴う基準	利用者負担額等の受領	<p>○特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>① 日用品、文房具等の購入に要する費用 ② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ③ 食事の提供に要する費用 ④ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 ⑤ 上に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>○金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。</p>	従うべき基準	国の基準を適用
		<p>前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。</p>	従うべき基準	国の基準を適用

■特定教育・保育施設の運営

内閣府令(国基準)		区分	本市における基準(案)	
教育・保育の提供に伴う基準	施設型給付費等の額に係る通知	法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（特例施設型給付費を含む）の支給を受けた場合は、保護者に対し、施設型給付費の額を通知しなければならない。 法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を保護者に対して交付しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用
	特定教育・保育の取扱方針	次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 ①幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ②認定こども園（①を除く） 幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針（このほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない） ③幼稚園 幼稚園教育要領 ④保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針	従うべき基準	国の基準を適用

■特定教育・保育施設の運営

内閣府令(国基準)			区分	本市における基準(案)
教育・保育の提供に伴う基準	特定教育・保育に関する評価等	提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。また、定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用
	相談及び援助	常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用
	緊急時の対応	職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用
管理・運営に関する基準	支給認定保護者に関する市町村への通知	特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用

■特定教育・保育施設の運営

内閣府令(国基準)		区分	本市における基準(案)
管理・運営に関する基準	運営規程	参酌すべき基準	国の基準を適用

特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- ① 施設の目的及び運営の方針
- ② 提供する特定教育・保育の内容
- ③ 職員の職種、員数及び職務の内容
- ④ 特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日
- ⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額
- ⑥ 認定区分ごとの利用定員
- ⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- ⑧ 緊急時等における対応方法
- ⑨ 非常災害対策
- ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑪ その他重要事項

■特定教育・保育施設の運営

内閣府令(国基準)			区分	本市における基準(案)
管理・運営に関する基準	勤務体制の確保等	○職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ○当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ○職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用
	定員の遵守	利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	参酌すべき基準	国の基準を適用
	掲示	当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用
	子どもを平等に取り扱う原則	子どもの国籍、心情、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従うべき基準	国の基準を適用
	虐待等の禁止	職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従うべき基準	国の基準を適用

■特定教育・保育施設の運営

内閣府令(国基準)		区分	本市における基準(案)	
管理・運営に関する基準	懲戒に係る権限の濫用禁止	特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る）の長たる管理者は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等権限を濫用してはならない。	従うべき基準	国の基準を適用
	秘密保持等	職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。	従うべき基準	国の基準を適用
		小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかななければならない。	従うべき基準	国の基準を適用
	情報の提供等	施設を利用しようとする保護者が、その希望を踏まえて適切に施設を選択することができるように、提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用
		施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用

■特定教育・保育施設の運営

内閣府令(国基準)		区分	本市における基準(案)	
管理・運営に関する基準	利益供与等の禁止	施設は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、子ども又はその家族に対して当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用
		施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない	参酌すべき基準	国の基準を適用
	苦情解決	提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用
		苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用
		提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用
		提供した特定教育・保育に関し、市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。また、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用

■特定教育・保育施設の運営

内閣府令(国基準)		区分	本市における基準(案)	
管理・運営に関する基準	地域との連携	運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用
	事故発生の防止及び発生時の対応	事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じなければならない。 ① 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること ③ 事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと	従うべき基準	国の基準を適用
		子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	従うべき基準	国の基準を適用
		事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	従うべき基準	事故は運営基準が適切に守られているかという点について、疑義が生じる事態であるので、早期に確認権者である市が把握する必要があるため、当該処置の内容について報告義務を加える他国の基準を適用

■特定教育・保育施設の運営

内閣府令(国基準)			区分	本市における基準(案)
管理・運営に関する基準	事故発生の防止及び発生時の対応	子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	従うべき基準	国の基準を適用
	会計の区分	特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用
	記録の整備	○職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ○支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 ①教育・保育の提供に当たっての計画 ②教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 ③市町村への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った処理についての記録	参酌すべき基準	国の基準を適用
特例施設型給付費に関する基準	特別利用保育の基準	特定教育・保育施設（保育所に限る）が特別利用保育を提供する場合には、児童福祉法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。	従うべき基準	国の基準を適用
		特別利用保育を提供する場合には、特別利用保育に係る子どもの数及び施設を現に利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。	従うべき基準	国の基準を適用
	特別利用教育の基準	特定教育・保育施設（幼稚園に限る）が、特別利用教育を提供する場合には、学校教育法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。	従うべき基準	国の基準を適用
		特別利用教育を提供する場合には、特別利用教育に係る子どもの数及び施設を現に利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。	従うべき基準	国の基準を適用

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）

■特定地域型保育事業者の運営

内閣府令(国基準)		区分	本市における基準(案)
定員	利用定員		
		従うべき基準	国の基準を適用
利用開始に伴う基準	内容及び手続の説明及び同意		
		従うべき基準	国の基準を適用
	応諾義務		
		従うべき基準	国の基準を適用
	定員を上回る利用申込みがあった場合の選考		
		従うべき基準	国の基準を適用
		従うべき基準	国の基準を適用

■特定地域型保育事業者の運営

内閣府令(国基準)		区分	本市における基準(案)	
利用開始に伴う基準	定員を上回る利用申込みがあった場合の選考	自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用
	あっせん、調整及び要請に対する協力	特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請又は児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従うべき基準	国の基準を適用
	心身の状況等の把握	特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用
教育・保育の提供に伴う基準	特定教育・保育施設等との連携	特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く)は、連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(連携施設)を適切に確保しなければならない(利用定員が20人以上の事業所内保育事業を行う者を除く)。	従うべき基準	国の基準を適用
		居宅訪問型事業を行う者は、乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいてはこの限りではない。	従うべき基準	国の基準を適用
		特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、子どもに係る情報の提供その他連携施設との密接な連携に努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用

■特定地域型保育事業者の運営

内閣府令(国基準)		区分	本市における基準(案)	
教育・保育の提供に伴う基準	利用者負担額等の受領	特定地域型保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育事業に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。	従うべき基準	国の基準を適用
		法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額の支払を受けるものとする。	従うべき基準	国の基準を適用
		○特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。 ○金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。	従うべき基準	国の基準を適用

■特定地域型保育事業者の運営

内閣府令(国基準)		区分	本市における基準(案)
教育・保育の提供に伴う基準	利用者負担額等の受領	従うべき基準	国の基準を適用
	特定地域型保育の取扱方針	従うべき基準	国の基準を適用
	特定地域型保育に関する評価等	参酌すべき基準	国の基準を適用

■特定地域型保育事業者の運営

内閣府令(国基準)		区分	本市における基準(案)
管理・運営に関する基準	運営規程	参酌すべき基準	国の基準を適用

特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- ① 施設の目的及び運営の方針
- ② 提供する特定教育・保育の内容
- ③ 職員の職種、員数及び職務の内容
- ④ 特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日
- ⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額
- ⑥ 認定区分ごとの利用定員
- ⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- ⑧ 緊急時等における対応方法
- ⑨ 非常災害対策
- ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑪ その他重要事項

■特定地域型保育事業者の運営

内閣府令(国基準)		区分	本市における基準(案)	
管理・運営に関する基準	勤務体制の確保等	<p>○事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>○当該特定地域型教育事業所の職員によって特定地域型保育事業を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>○職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	参酌すべき基準	国の基準を適用
	定員の遵守	<p>利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	参酌すべき基準	国の基準を適用
	記録の整備	<p>○職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>○支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p>	参酌すべき基準	国の基準を適用
利用終了に伴う基準	受給資格等の確認	<p>特定地域型保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。</p>	参酌すべき基準	国の基準を適用
	支給認定の申請に係る援助	<p>支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p>	参酌すべき基準	国の基準を適用

■特定地域型保育事業者の運営

内閣府令(国基準)		区分	本市における基準(案)	
利用終了に伴う基準	支給認定の申請に係る援助	支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。	参酌すべき基準	国の基準を適用
	小学校等との連携	特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用
教育・保育の提供に伴う基準	提供の記録	特定地域型保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用
	施設型給付費等の額に係る通知	法定代理受領により特定地域型保育に係る地域型保育給付費（特例施設型給付費を含む）の支給を受けた場合は、保護者に対し、地域型保育給付費の額を通知しなければならない。 法定代理受領を行わない特定地域型保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、提供した地域型保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定地域型保育提供証明書を保護者に対して交付しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用
	相談及び援助	常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的格な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない	参酌すべき基準	国の基準を適用

■特定地域型保育事業者の運営

内閣府令(国基準)			区分	本市における基準(案)
教育・保育の提供に伴う基準	緊急時の対応	職員は、現に特定地域型保育の提供を行っているときに子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用
管理・運営に関する基準	支給認定保護者に関する市町村への通知	特定地域型保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用
	掲示	当該特定地域型保育事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定地域型保育の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用
	子どもを平等に取り扱う原則	子どもの国籍、心情、社会的身分又は特定地域型保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従うべき基準	国の基準を適用
	虐待等の禁止	職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従うべき基準	国の基準を適用
	懲戒に係る権限の濫用禁止	特定地域型保育事業所の長たる管理者は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等権限を濫用してはならない。	従うべき基準	国の基準を適用

■特定地域型保育事業者の運営

内閣府令(国基準)		区分	本市における基準(案)
管理・運営に関する基準	秘密保持等	従うべき基準	国の基準を適用
		従うべき基準	国の基準を適用
	情報の提供等	参酌すべき基準	国の基準を適用
		参酌すべき基準	国の基準を適用
	利益供与等の禁止	参酌すべき基準	国の基準を適用

■特定地域型保育事業者の運営

内閣府令(国基準)		区分	本市における基準(案)	
管理・運営に関する基準	利益供与等の禁止	事業所は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない	参酌すべき基準	国の基準を適用
	苦情解決	提供した特定地域型保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用
		苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用
		提供した特定地域型保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用
		提供した特定地域型保育に関し、市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。また、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用

■特定地域型保育事業者の運営

内閣府令(国基準)		区分	本市における基準(案)	
管理・運営に関する基準	地域との連携	運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用
	事故発生の防止及び発生時の対応	事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じなければならない。 ① 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること ③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと	従うべき基準	国の基準を適用
		子どもに対する特定地域型保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	従うべき基準	国の基準を適用
		事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	従うべき基準	国の基準を適用
		子どもに対する特定地域型保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	従うべき基準	国の基準を適用
	会計の区分	特定地域型保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準を適用

■特定地域型保育事業者の運営

内閣府令(国基準)		区分	本市における基準(案)
特別利用地域型保育の基準	特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	従うべき基準	国の基準を適用
	特別利用地域型保育を提供する場合には、特別利用地域型保育に係る子どもの数及び現に特定地域型保育事業所を現に利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする	従うべき基準	国の基準を適用
	特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する。	従うべき基準	国の基準を適用
特定利用地域型保育の基準	特定地域型保育事業者が特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	従うべき基準	国の基準を適用
	特定利用地域型保育を提供する場合には、特定利用地域型保育に係る子どもの数及び事業所を現に特定地域型保育事業所を利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。	従うべき基準	国の基準を適用
	特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。	従うべき基準	国の基準を適用

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）

■附則

内閣府令		区分	本市における基準(案)
特定保育所に関する特例	<p>特定保育所が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「支払を」とあるのは「支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。</p>	従うべき基準	国の基準を適用
	<p>特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p>	従うべき基準	国の基準を適用

■ 附則

	内閣府令	区分	本市における基準(案)
<p>施設型給費等に関する経過措置</p>	<p>特定教育・保育施設が1法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ]に規定する市町村が定める額」とする。</p>	<p>従うべき基準</p>	<p>国の基準を適用</p>

■附則

内閣府令		区分	本市における基準(案)
施設型給費等に関する経過措置	特定地域型保育事業者が1号認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額」とする。	従うべき基準	国の基準を適用
利用定員に関する経過措置	小規模保育事業C型にあっては、この府令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間の利用定員は、6人以上15人以下とする。	従うべき基準	国の基準を適用
連携施設に関する経過措置	特定地域型保育事業者は、市町村が認める場合は、この府令の施行の日から5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。	従うべき基準	国の基準を適用

施行期日

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日とする。

※基準は条例で定めることを基本としていますが、機動的な対応が必要な内容または専門技術的な内容に係る項目については、規則などに委任されることがあります。